

# 國學院大學學術情報リポジトリ

南北朝期半済制度の再評価：  
兵糧料所預置制度として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菱沼, 一憲, Hishinuma, Kazunori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000971">https://doi.org/10.57529/00000971</a>

## 南北朝期半済制度の再評価—兵糧料所預置制度として—

菱沼 一憲

## 要旨

南北朝期、足利政権が行った半済は、荘園年貢・国衙正税の半分を兵糧に徴用し、将兵に給付する制度であるが、それは①本所領家の荘園支配を後退させ、在地領主の一円支配化を促した封建制度、②守護・地頭の侵略を一定程度に抑え込むための荘園保護政策という相反する評価がなされている。しかし①②に通底するのは、それが在地領主制の進展と、荘園制の維持を両立させるためのシステムという認識である。

こうした理解は観応半済令など追加法の解釈に基づくが、それら法令は半済の執行令ではなく半済停止令であり、施行令は戦況に応じて朝廷→將軍→守護という命令系統を経て、一国平均役として発布される。また半済が所領の一円化を促したとされるが、半済はあくまで「兵糧料所の預置」であり、時限給付という原則は不変で、一円化に直結しない。

こうした史料解釈によれば、半済とは勅許という最高位の立法に基づいて荘園公領を問わず、その年貢正税の半分を合法的に兵糧へ徴用する制度であり、半済は將軍→守護の連携で兵士に兵糧料所として時限的に預け置くという「半済預置制度」なのである。こうした理解を九州探題今川了俊の実例で確認し、それが了俊の九州経営という政治的目的に沿って施行され、また在地領主制の発展を促す結果をもたらしていないことを示した。

半済預置制度は、朝廷・諸権門を統合した軍事体制の創設と、地域勢力の台頭を抑止しつつ軍事編成を促進するという、幕府の方針に基づいて創出された制度と考えられる。

【キーワード】南北朝 半済 預置 兵糧料所 今川了俊

## はじめに

南北朝期以降、足利政権が施行した「半済」とは、本所領家年貢・国衛正税の半分を、兵糧として武家へ供出する法令であり、将軍が守護に対して許可し、守護は半済分の年貢・正税を、戦地の武将たちに「預置（あずけおき）」という方式で分配した。

この制度の評価として、

- ①本所領家の荘園支配を大きく後退させ、封建制度の進展をもたらした
  - ②守護・地頭の荘園侵略を一定程度に抑え込んだ幕府の荘園保護政策
- というベクトルの異なる二つの評価がある。

戦前の中田薫の研究<sup>①</sup>では、半済制度は鎌倉幕府の地頭制度に比される室町幕府により創出された封建制度と評価し①の理解に先鞭を付けた。戦後、在地領主制論の視点から半済制度を捉えた永原慶二は、同制度が在地領主による荘園侵略を一定程度に抑止しようとしていたのは確かだが、荘園制の崩壊過程にあつて、実態としては、下地中分という一円領の創出への合法的手段を付与したという点で、在地領主制の確立に決定的な役割を果たしたとする<sup>②</sup>。

こうした①の評価に対し荘園制論の立場から、②の理解が提起される。島田次郎は、守護をはじめとする武家勢力の侵略を一定程度に抑えるための幕府の荘園保護政策と捉えた<sup>③</sup>。氏は、戦乱において武士勢力と荘園領主層との双方の支持を得るために、年貢の半分を兵糧米として公式に認めるといものが半済制度であり、在地領主層の所領侵略を、半済・下地中分といった限定的な枠内に抑止しようとしたとする。島田は在地領主制発展にとって半済制度を楛と評価したが、さらにその楛を寺社本所領制度という新たな荘園制度の成立をみすえて具体化したのが工藤敬一

である。南北朝の戦乱下、武士による荘園の侵害が著しいなかで、幕府は寺社本所一円領と武家領という新たな荘園の枠組みを設ける政策を進めた。半済制度は、その新たな枠組みを構築するための手段であったとする。<sup>(4)</sup>さらに井原今朝男は、寺社本所領と武家領の区分を明確化し固定したことで、応永期を通じて荘園体制は安定継続したとし、これを再版荘園制と概念化した。<sup>(5)</sup>

こうした①半済制度を封建制・在地領主制の発展を促すものと評価するか、②あるいは桎梏・荘園制保護政策とみるかは現在でも定まっていはいない。しかし応安半済令を將軍の代替わり徳政と読み解いた笠松宏至・村井章介の理解が定着してゆくなかで、②荘園保護政策の部分が重視される傾向にある。村井は、応安半済令は鎌倉時代後期以来の寺社興行法であり、三代將軍義満の就任に伴う代替わり徳政として寺社一円領の復旧を宣言したものとする。半済令を徳政とみるかぎり武家勢力による押領を排除し、本来の正当な知行者へ安堵するという原則が際だってくるのは当然であろう。

また小林一岳<sup>(7)</sup>は地域社会論の観点から、南北朝内乱において鄉村・荘園の本所年貢など荘園領主得分が、その地域の安全保障の用途として守護やその被官へ供給されるようになる。そうした地域側の内乱に伴う反荘園制的行為を抑制し、平時の秩序体系へ引き戻すための「平和令」として半済をとらえる。この点、視角は異なるが桑山浩然は、幕府の立場は数々の追加法の半済規定でも寺社本所領保護で一貫しているものの、内乱の中で、武家勢力による寺社本所領の実行支配・当知行は実質的に進行する。そうした押領—当知行化という荘園制崩壊への流れを抑止・是正するための立法が半済令であり、不知行地の半分の復旧・半分兵糧料所化という公・武の妥協点へ導くためのものとする。<sup>(8)</sup>

以上のように半済研究は、二〇世紀初頭の中田薫の研究を端緒とし、一世紀以上にわたって、在地領主制論・荘園

制論・地域社会論・徳政研究など戦後の研究の展開を背景に、多角的に取り上げられてきた課題であるが、その根幹をなす半済制度の評価とは、島田・笠松の次の一文に集約されよう。

島田は半済制度を「従来必ずしも統制することができなかった兵糧料所の制度を、幕府権力＝尊氏・義詮が半済という形式で統一し、制度化しようとした」ものとし、笠松は「半合法で半分違法であったというような各種の半済類似のものがたくさん積み重なってしまった」ので、それを「整理し、統一しなければならぬ、それが応安の半済令の意義」だとする。<sup>(9)</sup>すなわち内乱当初、幕府が統制できなかった兵糧料所制度・半済類似のものを整理統一したものである。

さらに背景を含めた全体像を示すならば、国人領主・守護被官など在地領主層は、内乱に乗じて所領の一円支配化を志向する。彼等を取り込んで政権の強化を目指す幕府は、その要求を一定程度は認めつつも、その一方で、荘園制度を基盤とする立場上、荘園制の崩壊は回避しなくてはならなかった。こうしたジレンマの中で生み出された制度が半済制度であるとなろう。

以上のような先行研究の上で、本稿では半済に関して二点の課題を掲げたい。一つは観応半済令の解釈の問題である。さきの全体像において、荘園制度に一定の保護を加えつつ、在地領主層の所領拡大・一元化という要望に答えたものという大枠での認識は、①②で共通しており、双方のそのどちらかを強調するかという議論に収まることに気付くだらう。

実はこの「大枠での認識」は、一九〇七年に発表された前掲中田薫論文で示されて以来、およそ不変である。中田は尊氏の半済制を頼朝の文治地頭制度と類似のものとし、ともに武人の歓心を買う必要がある一方、配下の武将による飽くなき寺社本所領の押領への歯止めが不可欠で、その結果、半済という枠を設けて武人に本所の手より年貢徴収

権を奪って支給した。この際、当年一作と称してはいるが、実質的には永久的な措置であったとする。

もちろんこの明治末の中田以来の「大枠での認識」が揺らぎようのないものであれば問題ないが、従来の半済関係法令は、通説とは全く違った解釈も提示できる。すなわち半済執行令とされてきた観応半済令（追加法五六条・五七条）は、実は半済遵守令であり、半済の施行を命じる半済令は別に存在するのではないかと考えている。従来、半済施行法と理解してきたものが、半済遵守令だとすれば、半済制度自体の評価も大きく是正する必要がでてこよう。

もう一点は、半済が兵糧料所の預置の制度であることの再確認である。先の課題と関連するが、観応半済令などで規定される半済制度は、具体的には「兵糧料所の預け置き制度」であり、半済Ⅱ一円化への契機という固定観念から等閑されてきた、兵糧料所・預置という半済の要素を再検討し、その意味を明らかにすること。

これら二点を明らかにした上で、半済を半済預置制度と規定し、その成立にいたる歴史的背景を再評価してみたい。そもそも様々な兵糧徴収の試行錯誤の中から半済に行き着いたとすれば、そこには幕府の強い意図が存在したはずで、それが一円化を目指す在地領主層と、保護を求める荘園領主層とのバランスをとるためとするのであれば、幕府側の対応は受動的というべきであり、半済制度を創出したより積極的な目的を掘り起こしてみたい。

## 第一章 観応三年の半済施行令と遵守令

### 1、観応半済令は半済遵守令

制度としての半済令の開始は、観応三年（一三五二）七月の追加法五六条、同年八月の同五七条というのが定説である。とりあえず両条を観応半済令としておく。島田によれば、両条の要点は、（一）一作分、つまり一年間の限定

であること(2) 施行範囲は近江・美濃・尾張、あるいはこれに伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内を加えた八ヶ国であること(3) 守護にその与奪の権限が付与されていること(4) 必要に応じて下地中分を認めていることである。こうした基準が示されて半済制度が公式に施行された。

島田による右の理解を基礎として、半済が荘園制に及ぼした影響、在地領主制への評価などが議論されてきた。しかし、追加法五六条・五七条をもって半済令の制度的成立とする理解については再検討が必要と思う。

追加法五六条(『中世法制史料集』一、以後追加法の引用は同書による)

一、寺社本所領事 観応三 七 廿四御沙汰

依<sub>二</sub>諸国擾乱<sub>一</sub>、寺社之荒廢、本所之牢籠、近年倍増、而適靜謐之國々、武士濫吹未<sub>レ</sub>休云々、仍仰<sub>二</sub>守護人<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>國遠近<sub>一</sub>、差<sub>二</sub>日限<sub>一</sub>可<sub>二</sub>施行<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>輩<sub>上</sub>者、可<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>召所領三分<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>所帶<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>流刑<sub>一</sub>、若遵行之後、立歸致<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>上裁<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>催國中地頭御家人<sub>一</sub>、不日馳<sub>二</sub>向在所<sub>一</sub>、加<sub>二</sub>治罰<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>元沙汰<sub>一</sub>居雜掌於下地<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>申子細<sub>一</sub>、將又守護人有<sub>二</sub>緩怠之儀<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>易其職<sub>一</sub>、

次近江・美濃・尾張<sub>三</sub>ヶ国本所領半分事、為<sub>二</sub>兵糧料所<sub>一</sub>、当年一作可<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>置軍勢<sub>一</sub>之由、相<sub>二</sub>触守護人等<sub>一</sub>訖、於<sub>二</sub>半分<sub>一</sub>者、宜<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>渡本所<sub>一</sub>、若預人寄<sub>二</sub>事於左右<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>去渡<sub>一</sub>者、一円可<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付本所<sub>一</sub>、

追加法五七条

一、寺社本所領事 観応三 八 廿一御沙汰

違<sub>二</sub>背先日事書<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>応<sub>二</sub>使節遵行<sub>一</sub>、空欲<sub>レ</sub>馳<sub>二</sub>過当年西収<sub>一</sub>之由、多以訴<sub>レ</sub>之、造意之企、叵<sub>レ</sub>遁<sub>二</sub>其咎<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>然之族<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>所当罪科<sub>一</sub>之上、縦雖<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>忠功<sub>一</sub>、永可<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>、且諸方訴訟、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、次軍勢発向所々八ヶ国、近江・美濃・伊勢・志摩・尾張・伊賀・和泉・河内、本所領事、為<sub>二</sub>兵糧料所<sub>一</sub>、当年一作可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>

均分<sub>レ</sub>之由、先度被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之処、或除<sub>レ</sub>先納分<sub>一</sub>称<sub>二</sub>半済<sub>一</sub>、或押<sub>レ</sub>遵行<sub>一</sub>欲<sub>二</sub>皆納<sub>一</sub>云々、太不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、所詮、兩方員數承諾者、乃貢之相応分、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>然者、為<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>混乱之妨<sub>一</sub>、仰<sub>二</sub>雜掌<sub>一</sub>召<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>下地折中之注文<sub>一</sub>、預人可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>取<sub>レ</sub>一方<sub>一</sub>、若於<sub>二</sub>彼地亦致<sub>二</sub>非分煩<sub>一</sub>者、守護人加<sub>二</sub>嚴禁<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進子細<sub>一</sub>矣、

次先納分事、遂<sub>二</sub>散用<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>便<sub>二</sub>補兵糧方内<sub>一</sub>、縦預人雖<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>數輩<sub>一</sub>、守<sub>二</sub>施行之日限<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>中分内<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>割分<sub>一</sub>也、替<sub>レ</sub>面改<sub>レ</sub>名、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>責<sub>二</sub>本所半分<sub>一</sub>之子細同前焉、

次寺社一円所領等事、且為<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>國家之安全<sub>一</sub>、且為<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>面々運祥<sub>一</sub>、軍士等尤可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>禁慎<sub>一</sub>哉、混<sub>二</sub>本所領<sub>一</sub>、曾不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>、但戰場兩國 河内・伊勢 兵糧事、兩陣相支及<sub>二</sub>闕如<sub>一</sub>者、随<sub>二</sub>時儀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>少分支配<sub>一</sub>、寄<sub>二</sub>事於左右<sub>一</sub>、更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>仏神用之闕怠<sub>一</sub>、此上条々若違犯者、罪名相<sub>二</sub>同先段<sub>一</sub>矣、

(下略)

五七条波線部には、軍勢発向の所々八ヶ国の本所領について、当年一作は均分せよと「先度定め下さる(定め下された)」とあり、五七条に先じて八ヶ国本所領の半済施行が命じられており、五七条自体が半済許可令ではないことは当然である。また五六条の波線でも、近江・美濃・尾張三ヶ国の本所領半分については、兵糧料所として、当年一作を軍勢に預け置くべきことを守護人等に相触れ「訖(おわんぬ)」と過去形であり、これも以前に発布された半済許可を前提とした規定で、半済許可令そのものではないと読める。なお両条は「当年一作」の均分の遵守令であるので、当年を過ぎれば停止命令として機能したものと想定され、そうした意味では停止令である。

両条の発布段階で、当年一作分の本所年貢半分を、兵糧料所として軍勢へ預け置く許可は、すでに守護へ通達されており、それを前提として、残りの半分は本所へ渡し、もし預人が半分を渡さなければ、一円に本所へ返付せよと、半済の確実なる実行を命じている。つまり両条は、すでに発布されていた半済施行令につき、その施行にあたって生



じる弊害の是正を命じた「半済遵守令」であり、半済の許可を目的とした立法ではない。半済による弊害是正令の範囲が、七月の五六条では三ヶ国、八月の五七条では八ヶ国に拡大したという経緯を読み取るべきである。

そもそも事書に「寺社本所領事」とある両条は、冒頭で武士濫吹を守護に命じて停止させるといふ寺社本所領保護令と一括された立法であり、そこに本所領の濫妨を招く半済施行令が含まれるとは考えがたい。半済許可令は観応三年七月以前に発布されていたのである。両条は半済許可令ではなく半済遵守令だが、半済制度を理解する上で有効であることは勿論である。

まず五七条の二重傍線部では「先納分を除いて半済を称す」という違法が糾弾されている。半済徴収の際に、通常の年貢納入期より以前に徴収しながら、それを除いた年貢の半済分を重ねて徴収していることが糾弾されている。これは同条後半で「先納分の事、散用を遂げ、よろしく兵糧方内に便補せしむべし」とあるように、先納分も兵糧分＝半済分として計上し、それを含めた年貢全体を本所と預人で折半しなければならぬのである。兵糧として半済分を徴収するという性質上、合戦の時期に合わせて徴収するので、秋の収穫を待っているのは兵糧の用をなさない。この半済先納からは、半済は必要な時期に必要な量の兵糧を確保するという性格が読み取れよう。

もう一点、五七条では、本来、半済対象外である「寺社一円所領等」につき、河内・伊勢両国は戦場となっており、状況に応じて少々ならば兵糧を徴収してもよいとある。河内・伊勢では、戦況が逼迫しており、そのため特別に寺社一円領へも兵糧の賦課が許されたらしい。この両国は八月に半済遵守令が施行された八ヶ国には含まれるが、七月の三ヶ国には含まれない。戦況の逼迫した河内・伊勢両国は、半済遵守令の執行が先送りされ、さらには戦況に応じては半済の強化という事態も想定されている。五六条冒頭に「たまたま静謐の国々」とあるように、戦況が安定した地域から順次、寺社本所領保護が表明されていった。逆に戦況の逼迫した国々では、半済施行範囲の拡大など、半

済政策が積極的に行われていたのであり、非「静謐の国々」では、半済規定に従わない全面的な押領行為も横行していたことが想定される。

以上検討したごとく、追加法五六・五七条は、半済の施行を命じる立法ではなく、それ以前に施行されていた半済給付による寺社本所領の押領などを是正するための半済遵守令である。従って両条をもって半済制度を規定すれば、莊園制擁護の幕府側の姿勢が浮かび上がるのは当然で、これでは半済制度の本質を明らかにしたことになる。両条から軍事に必要な兵糧を調達する手段としての半済をうかがい見たが、改めて半済の「施行令」を抽出してみた。

## 2、観応三年の半済施行令の抽出

前述のように観応半済令は、半済遵守令であり施行令ではない。観応半済令は当年＝観応三年（一三五二）一作分の三ヶ国・八ヶ国の年貢半済規定の遵守令であるので、観応三年に施行令が出されたことは間違いないが、いつ発布されたのかを明示する史料は存在しない。そこで半済施行、つまり年貢半分の兵糧への転用が許可されるとすれば、それはどのタイミングが最も適当なのか、当時の軍事的・政治的な状況を把握すれば、自ずと明らかになるのではないか。さらにその遵守令が、観応三年の七月・八月に八ヶ国に発布されたのは何故か。施行にしても遵守にしても、それぞれ発布されるタイミングには理由があるわけで、この点についても政治上の説明が必要と考える。

まず観応三年の半済施行を考えるにあたり、翌年の文和二（一三五三）年六月二十日足利義詮御教書を以て施行された、近江国分郡半済の事例をとりあげ、それが如何なる状況で発布されるのか示しておこう。

足利義詮御判教書案（佐々木文書『大日本史料』六編一八）

近江国分郡本所領除一四  
寺社領半濟事、為<sub>二</sub>兵糧料所<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>支<sub>三</sub>配軍勢<sub>二</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文和二年六月廿日

ほうけういん殿様御判

佐々木佐渡五郎左衛門尉殿（高秀）

ここでは、近江国分郡守護佐々木（京極）高秀に、その軍勢の兵糧料所として半済分配が許可されている。観応令は観応三年（文和元年）分の半済を近江以下の国々に許可したことを前提としており、この御判御教書では、引き続き翌年文和二年分の半済が給付されていることになる。この追加の半済実施は、同年五月の南朝軍の再上洛、北朝の後光厳天皇・足利義詮の近江・美濃没落という軍事情勢と深く関わっての処置と考えられる。

観応三年閏二月、北畠親房が指揮する南朝軍の大攻勢により北朝の京都は陥落し、足利義詮は近江に逃亡し、光厳院・崇光天皇（院）以下は南朝に奪われる。この北朝の最大の危機に山陰から兵を率いて駆けつけたのが山名師氏であった。師氏はその恩賞として若狭の旧領の再交付を要求したが、佐々木導誉がこれを容認しなかったため同年八月二十六日、兵をまとめて伯耆に引き上げてしまう。

山名時氏・師氏親子はもとより直義派であったため、義詮を支えていた導誉とは結局融和できなかつたのである。義詮に離反した山名親子は、導誉の出雲守護代を駆逐すると、南朝方に転じて南朝軍の楠木正儀・和田、及び山名と同じく南朝に転じた吉良満貞・石塔頼房と連携して文和二年六月九日、上洛し京都を占拠する。義詮は後光厳天皇を伴って近江・美濃へ逃れるが、前年の南朝軍の攻勢の時と違うのは、関東の尊氏から基氏率いる援軍が到来したことである。当時の情勢につき『園太暦』六月二十九日条には次のようにみえる。

廿九日、（中略）今日聞、義詮以下得<sub>レ</sub>勢、参河・遠江・美濃・尾張・若狭・越前軍勢馳参之上、江州又守護五

郎左衛門尉付<sup>(山内定詮)</sup>着<sup>(山内定詮)</sup>到集勢<sup>(山内定詮)</sup>、加<sup>(山内定詮)</sup>之山僧等大略下向及<sup>(山内定詮)</sup>数万騎<sup>(山内定詮)</sup>、仍采月二日可<sup>(山内定詮)</sup>攻之由、仁木并宰相中将張行、而<sup>(山内定詮)</sup>土岐頼康義、將軍去十六日出門、十八日進發之由有<sup>(謙之)</sup>其聞<sup>(尊氏)</sup>、暫相<sup>(謙之)</sup>待彼勢<sup>(尊氏)</sup>、上洛尤可<sup>(謙之)</sup>宜、物念發向、若又不<sup>(謙之)</sup>得<sup>(謙之)</sup>利者、頗可<sup>(謙之)</sup>失<sup>(謙之)</sup>本意<sup>(謙之)</sup>之旨頻執<sup>(謙之)</sup>之云々、仍未斷歟、

東國・北陸軍の合力により形勢は一気に北朝側に傾き、この後一ヶ月程で南朝軍は自ら京都を退去した。近江分郡に半済が執行されたのは、近江から美濃へ逃れた義詮軍が、反撃に転じようとしたその時期にあたる。この半済施行令の三日後の二十三日、足利義詮御判御教書をもつて佐々木高秀は、分郡の勢力を相催し、近江守護代佐々木(六角)定詮と談合して、近江の南朝軍を駆逐すべきことが命じられている<sup>(10)</sup>。秀高は佐々木道誉の子息で、六月十三日、近江から退去する義詮軍の後詰として、その退路を支えて討死した秀綱の弟にあたる。秀高は秀綱の後任として、二十日の半済令・二十三日の追討令を以て近江分郡守護たる軍事指揮権を与えられたのである<sup>(11)</sup>。

すでに前年、観応三年分の年貢半済が、近江を含む戦乱国八ヶ国の守護に給付されていたので、秀高の兄秀綱にもそれが与えられていた可能性は高いが、秀綱の後継として新たに近江分郡守護となった佐々木秀高には、改めて翌年文和二年分が給付され、続いて軍事指揮権が付与された。それは時期的に考えると、山名以下の南朝軍から京都を奪還する軍事行動を前提とした処置であろう。半済が大規模な作戦行動に伴って、それに必要とされる兵糧の確保のため、守護に付与されるものであることがみて取れる。同様に前年の観応三年分についても、戦乱の状況とリンクしているはずである。

前述のように、観応三年閏二月に京都を逐われた義詮勢力は、近江へ退去し体制を整えると、播磨の赤松・四国の細川・山陰の山名の加勢を得て反撃に転じ、三ヶ月にかけて洛中から南朝軍を石清水八幡宮に追い詰めた。この際には『太平記』によれば、「三月二十四日、宰相中将殿(義詮)三万余騎ノ勢ヲ率シ、宇治路ヲ回テ木津川ヲ打渡リ、

洞峠二陣ヲ取ントス、是ハ河内・東条ノ通路ヲ塞テ、敵ヲ兵糧ニ攻シ為也（卷三二）」とあるように、兵糧の補給を断つての持久戦が試みられている。このため八幡に籠もった南朝軍は、「三月十五日ヨリ軍始テ、已ニ五十余日ニ及ベバ、城中ニハ早兵糧ヲ尽シ、助ノ兵ヲ待方モナシ」という状態に陥っている。戦況もこの兵糧の動向が大きく左右する。すなわち『園太暦』四月二十四日条には「今日聞、此間八幡御所兵糧米濟々到来之由有<sup>二</sup>其聞<sup>一</sup>」、仍此間可<sup>二</sup>食攻<sup>一</sup>之由武家支度之処、南方ハ依<sup>二</sup>兵糧難治<sup>一</sup>、没落之輩多有<sup>二</sup>其聞<sup>一</sup>、此上者攻寄可<sup>レ</sup>決<sup>二</sup>雌雄<sup>一</sup>之由風聞（同前）」とあり、北朝軍が「食攻」にしていたところ、八幡の陣営に兵糧米が供給されたため、作戦を変更して総攻撃が行われるという。やがて五月十二日、後村上天皇は八幡を退き、南朝軍は多大な損害を出しつつ南都へ退却していった。

こうした戦況を考えれば、兵糧が必要とされた時期は南朝軍を兵糧攻めに行っている四〜五月であり、また畿内近国の食料を兵糧として差し押さえ、南朝軍への兵糧供給を断つという意味でも半済令の発布は同期でなければならぬ。

この後、六〜七月にかけては戦後体制の構築期となる。すなわち光厳院・崇光天皇（院）以下を南朝に奪われたため、北朝の再建は容易でなかった。武家は、光厳院の第三皇子弥仁の祖母にあたる広義門院を担ぎ出し、弥仁の即位を図ったが、広義門院は「兩院（光厳院・崇光院）以下御事、御迷惑之間、皇位事更難<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>御意見<sup>一</sup>、只御迷惑」（『園太暦』観応三年六月五日条）と、武家側の失策を厳しく非難し協力を拒否していたらしい。この際、武家側の交渉役として佐々木導誉が奔走し、広義門院の承諾をとりつけて八月十七日、後光厳天皇が即位する。

また幕府内の対立関係も表面化し、前述のように八月二十六日には、導誉と対立して山名が京を退去した。観応令が発せられた七月・八月は、まさに戦後体制を形づくるための政治活動が活発化する時期であり、観応半済令もこうした政治状況を反映した法令である。この時期には、合戦も一段落しており、半済遵守令が出されるには適当な時期

だが、施行されるべき時期ではない。光厳院・崇光天皇以下を南朝に奪われた、その天皇・院を見捨てたともいえる武家の失策が非難されるなか、半済遵守令を發布して荘園領主層に歩み寄り支持を得る、そうした立法こそが七月八月には必要とされたのであり、観応半済令の発布の契機はそこに求められる。

また観応半済令の範囲が、七月に近江・尾張・美濃で、八月にその三ヶ国を含む畿内近国八ヶ国である理由も、導誉主導の北朝の再建という政治的な背景からすると良く理解できる。すなわち、近江は導誉の膝下であるし、美濃・尾張の守護も導誉と並んで義詮を支えていた土岐頼康の管国である。前掲『園太暦』六月二十九日条では、早期の上洛戦を主張する仁木義長と足利義詮を頼康が諫めているが、これにより義詮政権内での彼の指導的立場がうかがえよう。つまり最も率先して半済の遵守政策を実行すべき立場の守護が、佐々木・土岐であり、その管国が近江・美濃・尾張であった。追加の伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内についてみるに、伊勢・志摩・伊賀は仁木義長、和泉が細川顕氏、河内が高師秀と全て義詮に近い大名の守護国である。

一方、観応半済令の八ヶ国以外の畿内近国についてはどうだろう。若狭は斯波家兼が幕府から任命されているが、南朝から山名時氏が任命されるという不安定な状況にあった。丹波は仁木頼章が観応二年八月に、足利直義方として北陸に下向した山名時氏に代わって補任されていた。つまり若狭・但馬は義詮政権に距離を置く山名氏の影響の強い国といえる。また摂津は赤松光範、播磨は赤松則祐であるが、則祐は観応三年三月、京都を失った足利義詮に味方すべく上洛するが、その際、『太平記』には「今マデハ宮方ヲ仕ル由ニテ有ケルガ、是モイカバ思案シタリケン、宮方ヲ背キテ京都へ馳来リ（卷三二）」とあり、その去就も疑われている。

観応半済令でその規定の遵守が命じられた八ヶ国は、義詮権力中枢の守護の管国であり、逆に近国でも選ばれなかったのは、影響力の行使しにくい国々という政治的な背景が考えられる。

観応半済令、すなわち追加法五六・五七条は半済遵守令であり、半済施行令は両条の数ヶ月前、南朝軍に追われて京都を没落した北朝軍が、京都を奪還し、南朝軍を八幡へ追い詰めて兵糧攻めにしていた時期が最も兵糧が必要とされたタイミングであり、その四〜五月頃に発令されたものと想定される。従来、観応半済令をもって半済制度の意義が検討されてきたが、そこに問題があることはこれを以て明らかで、兵糧徴収制度として「半済」を再定義し、その歴史的意義につき考え直してみる必要がある。

## 第二章 半済令の手続きと手段

### 1、半済施行の手続き〜半済は一国平均役

中田薫・島田次郎・永原慶二等の先行研究ではいずれも、追加法五六・五七条による観応半済令を施行令と読み、荘園制度として評価してきた。しかし両条以前に施行令は発布されており、そこには南朝軍との厳しい戦況下において、兵糧を捻出・確保するという義詮政権の積極的な意図があることを前章で示した。すなわち、半済制度において、所領の一円化という在地領主・国人領主の侵略を、半分に押し止める、あるいは半分まで認めるといった荘園制度上の問題は、半済遵守令での課題であって、年貢・正税の兵糧への徴用という軍事政策こそが半済令の核心である。

では、幕府追加法によって発布された観応半済令が、施行令ではなく遵守令であるとすれば、施行は如何なる法的な手続きをもって発令されていたのであろう。

半済令は国ごとに戦況に応じて、守護などに許可されていた。例えば延文元年（一三五六）九月、梶井二品親王家



は、同家領近江国内門跡領への半済預置につき、先年、「近江国半済一作」が免許されたが、今度の甲賀郡への発向ではまだその沙汰がないといつて兵糧の供出を拒絶している<sup>(12)</sup>。

また康安元年（一三六一）四月十日島津貞久（道鑑）申状では「筑後守（少弐頼尚）・大友刑部（氏時）・畠山礼部（直頭）三人分国之外、大隅・薩摩・筑後三ヶ国之寺社本所領半成（済）可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>管領<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>」と、斯波氏経の鎮西管領任命にともない、氏経に少弐頼尚・大友氏時・畠山直頭の分国を除く大隅等の三ヶ国の寺社本所半済の運用を許可する御教書が出されており、その処置の再考を幕府に訴えている。つまり半済令とは將軍の御教書によつて、国ごとに許可されるもので、その許可のない国・守護による施行は違法ということになる。

延文二年（一三五七）九月の追加法八三条「寺社本所領条々」でも、守護が「御免」を蒙らずに行つた「中分」、すなわち半済による知行は、非分の乱妨であり「子細同前」、すなわち守護人の厳科としており、守護による無許可の半済給付は罪科と明言している。

#### 追加法八三条

##### 一、半済地事

或不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>御免<sub>一</sub>、守護人及<sub>二</sub>自由之中分<sub>一</sub>、或充<sub>二</sub>給半済<sub>一</sub>、給主等致<sub>二</sub>過分知行<sub>一</sub>之条、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>非分乱妨<sub>一</sub>、仍子細同前、

將軍により国ごとに守護へ許可された半済は、戦乱の終息とともに停止されたことは、文和四年（一三五五）八月の追加法七八条「寺社本所領可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub>一条々事」に「御評定 山城国分事 右於<sub>二</sub>濫妨国々<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>半済<sub>一</sub>、但於<sub>二</sub>所務<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本所進止<sub>一</sub>矣、至<sub>二</sub>静謐国<sub>一</sub>者、悉急速可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>打渡<sub>一</sub>之」と、戦乱が鎮まった国については速やかに半済処置を撤回してゆくべきとし、山城国がその対象として挙げられている。



また貞治五年（一三三六）八月には撰津国・若狭国の寺社本所領沙汰付の執行が検討されていることが次の記事にみえる。

『後愚昧記』貞治五年八月十八日条（『大日本史料』六編二七）

十八日、（中略）武家評定始并引付等、自「明日」可「始行」云々、撰州并若州寺社本所領等事、守護未「補」之間、下「遣京都奉行」人、各一同沙汰付云々、

これが半済に關する処置であることは次の目安状に明らかとなる。

東寺訴状案（『大日本古文書東寺文書一』は函一四六）

〔端裏書〕「太良庄年貢三分一違乱事目安状案」

目安

東寺領若狭国太良庄領家地頭職等事

右当寺者、為「將軍家御啓運之地」（中略）代々守護於「当庄」者、無「其綺」之処、（新渡戸經 七条殿管領之時、始而被付「半済給人」之間、雖「歎申」、依「不」被「許容」、無力罷過之処、去八月十三日御前沙汰之時、（色籠光 二）当「国寺社本所領如」元「円」可「被」返渡「之由被」定「法」、仰「兩御使」被「打」渡下地「之間」、開「喜悅眉」、而今守護職當「御管領」之間、偏欲「致」御家門御祈禱「之処」、自「国御代官方」、当庄年貢内三分一可「沙汰進」之旨、今月十五日被「相触」之条、所「歎存」也、於「当庄今年土貢半分」者、前給人大略責取了、以「相残分」相「充長日仏聖灯油」已下要脚「之処」、守護御方若被「召」之者、色々寺用忽以可「令」欠如「之条」、歎而猶在「余」者也、所詮縱雖「為」一「国平均之法」、以「御崇敬異」于「他」之儀、「被」免之者、殊以可「為」御祈禱之專「一」者哉、仍大概目安状如「件」、

貞治五年十一月 日

傍線部にあるように若狭国太良荘には半済が執行されていたが、貞治五年八月十三日の御前沙汰により若狭国寺社本所領の返付が決議され、両使による打渡が行われることになった。この決定をうけて十九日の評定・引付が催されたのであろう。太良荘の打ち渡しは、守護側の抵抗により容易に実現せず、この訴状の提出に至ってはいるが、御前沙汰という將軍の判断により、国単位での寺社本所令<sub>二</sub>半済停止令<sub>一</sub>が發布され、打渡沙汰が行われて半済が解除されることが理解される。

この他、撰津・若狭寺社本所領半済停止として、

撰津国春日社領榎坂郷（貞治五年八月日春日社訴状 今西文書『大日本史料』六編二七）

若狭国徳禪寺領名田荘内田村等（同年九月十七日両使遵行状 徳禪寺文書 同前）

若狭国長日泰山府君領名田荘上村（同年九月二十一日両使遵行状 土御門文書 同前）

若狭国廬山寺領前河荘（同年九月二十四日両使遵行状 同前）

撰津国後鳥羽院御影堂領水無瀬荘（同年九月三十日両使遵行状 水無瀬宮文書 同前）

撰津国東寺領垂水荘（同年十一月十日両使遵行状 東寺百合文書 同前）

といった事例が指摘でき、八月十三日の御前沙汰での兩國寺社本所領返付の決定が実施されていることがわかる。

この他、『師守記』貞治三年八月十一日条に「今朝善覚向<sub>二</sub>土岐大膳大夫入道（頼康）京都代官武井入道宿所<sub>一</sub>、是近日美濃・尾張寺社本所領半済分可<sub>レ</sub>去之由置<sub>レ</sub>法云々、仍寮領美濃国玉村保并莚田保、穀倉院領尾張国三宅保等事、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>文書<sub>一</sub>也」とあり、美濃国・尾張国の半済停止が検討されていることが知られる。

將軍の決定により執行と停止が、守護もしくは幕府機関に命じられているが、これにより半済執行が將軍の専権事項であり、法的に独自に賦課することが可能であったかといえは疑問がある。例えば、応安半済令の發布にあたって

の追加法九六条でも、「寺社本所領の事、勅許により定め下さるるところなり」（傍線部）とあり、同令の執行の法的根拠として「勅許」が明示されている。幕府権力によって執行・停止が完結するのであれば、なぜ勅許が持ち出されたのだろう。<sup>14</sup> 勅許により半済遵守令が發布される理由、その一つの理解は、半済の執行自体が勅許に基づいており、遵守令もまた勅許によって執行されたということだろう。

#### 追加法九六条

一、寺社本所領事、依勅許所被定下也、早分国之所々、守事書嚴密令遵行、来月中可被申左右一、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

（一三六八）  
 応安元年六月十七日 武蔵守判

佐々木大夫判官入道殿

そもそも闕所地の兵糧料所預置は、闕所地の進止権を持つ將軍の差配のみで執行が可能であるが、將軍の権限が及ばない寺社本所領への課税の場合は、原則として法的根拠を別途準備する必要がある。この点、佐藤進一はその許可は形式的であったにしる、「幕府が半済令を發布するには、手続き上は北朝の許可が必要であった」とする。<sup>15</sup> つまり半済は將軍により許可・執行されるが、それは武家独自の立法ではなく、武家への兵糧の給付勅許という知行国主・莊園領主の権限を越えた高位の立法であったため、非武家領への兵糧賦課が可能になったと理論上では整理できるとすれば、勅許による臨時役Ⅱ国平均役と考えるのが適当だろう。

実際、延文四年（一三五九）十二月日和泉国大鳥莊領家職所務請文では、「為国中之法、半済猶以雖不被返渡」<sup>16</sup>とあり、また康安二年（一三六二）二月日東寺訴状案には「一国平均之半済」<sup>17</sup>とあり、また応安元年十月日東寺雑掌頼憲訴状では「近年為一国平均之法、被付給人之間、被致半済沙汰畢」<sup>18</sup>とある。他にも同様の事例

は多いが、半済は、國中・一国平均の法令として発布・執行されていた。國中・一国平均の法といった名称からすれば、莊公を問わずに賦課される勅院事、臨時雑役といった一国平均役に相応しい。ただし國中・一国平均の法とは、国単位の法、國中で通用する法を意味する一般名詞とも考えられるので、いわゆる勅許による国家的臨時課税<sup>11</sup>一国平均役に相当するかどうかは検討しなければならない。

文和四年（一三五五）十月十四日足利尊氏御内書では、「平均之役」として東寺領播磨国矢野例名へ兵糧が賦課されたが、東寺の申請により尊氏はその停止を播磨守護赤松則祐に命じている。この直後の十二月二十三日、東寺は「矢野半済事」に関して扇代を支出しているので、尊氏が停止した矢野莊例名の兵糧賦課とは、「半済」であったことがわかる。<sup>20</sup>

この後、貞治六年（一三六七）八月日東寺雑掌頼賢申状<sup>21</sup>では、国中平均課役として賦課された八徳山（八葉寺、兵庫香寺町）修理料段米の免除の申請にあたって、東寺は「故御所（足利尊氏）御教書案」「役夫工米御免御奉書案」の二通を提出している。東寺評定引付には副進した尊氏御教書として、先の文和四年十月十四日尊氏御内書が引用掲載しており、この免除申請に際して東寺が副進した尊氏の御教書とは半済停止の御内書であったことになる。国中平均役の段米の免除にあたり東寺は、半済停止の御内書と伊勢神宮役夫工米免除の奉書の二通を副進した、つまり一国平均役免除の先例として、役夫工米と半済の免除の先例を並べて掲げたのである。とすれば、半済も役夫工米と同様に勅命によって賦課される一国平均役であり、播磨国の半済とは勅許に基づく一国平均役として賦課されていたという原理が確認できる。

国衛領・莊園領を問わず、均等に賦課されるという意味での一国平均役として、勅許という最高位の法的手続きを経て、国衛正税・莊園年貢の半分が兵糧米として武家へ免除され、これを国ごとに將軍が守護に執行を許可する、こ

れが半済執行の手續きである。

## 2、半済の手段「兵糧料所」の「預置」について

半済は朝敵、すなわち朝廷への叛逆者を追討するという国家事業にかかる特別支出であり、具体的には一国平均役としての兵糧徴収である。故に朝敵追討のための兵糧という用途の特定と、その終了までという期間の限定がなされている。それは前掲追加法五六条に「近江・美濃・尾張三ヶ国本所領半分の事、兵糧料所として、当年一作軍勢に預け置くべし」とあることから明確である。伊勢役夫工米が、神宮造管用途という目的税であり、遷宮の際という臨時課税であることと同じで、兵糧料所は軍事費であり、戦時にのみ適応される限定的な課税である。

しかし先行研究においては、中田薫が前掲論文にて、条文では当年一作としながらも、「其実は永久本所領より半分の年貢を奪つて、武人に給せんとするの意より出でたるなり」としたように、半済執行に便乗した違法行為が頻発し、また幕府はそれを強く抑制しようとせず、基本原則であるはずの制限性の実質は失われていったと評価している。半済に伴う狼藉行為が多発し、たとえ半済地の私領化・恒久的支配といった実態が進行するとしても、立法者である幕府・將軍が、半済制度の用途の限定・時限性という原則を放棄したのであるか。この点につき史料を再確認し、「兵糧料所」「預置」のもつ意味を確認しておきたい。

まず「兵糧料所」であるが、兵糧は兵士の食料で、料所は「領地。特定の所用の料にあてるための所領<sup>22</sup>」というのが辞書的な説明である。貞和二年（一三四六）十二月十三日、追加法二五条の「国司領家年貢対捍地事」では、「一旦領主事、或称三裁許未定之地、或号三料所并預地」とみえ、一旦の領主が領地と称するものとして料所があげられている。同条中の「一旦の領主」に対置されているのは、「地頭以下領主」であり、地頭以下の領主については、

貞永式目に拠るとしつつも、年貢未進・改易・下地中分など年貢未進への対処細目が規定され、その後、この料所・預地の領主についての規定がなされている。つまり地頭とは区別されるべき、料所を支配する一旦の領主が存在することが理解されよう。

同じく追加法七九〜八三条「寺社本所領条々」の「預地同料所已下事」（八一条）では、「自元非始終之儀」、何有予儀哉、仍同前」とあり、料所は始終の儀、つまり恒久的ではないとされている。この寺社本所領条々は、延文二年（一二五七）九月十日に定められた五箇条で、末尾に「以前条々、於違犯輩者、処所当之罪科」、須止之恩賞之後訴也」とあり、寺社本所領への武士狼藉停止規定である。五箇条の事書と部分引用を掲げる。

七九条 帯御下文輩事 「均分下地」、可返付一方於雜掌」

八〇条 向後補任事 「云永領分」、云一旦知行、須停止之、若有掠給之輩者、不充行替而可返付本所也」

八一 条 預地同料所已下事 「自元非始終之儀」、何有予儀哉、仍同前」

八二 条 非分乱妨輩事 「可処嚴科」

八三 条 半済地事 「不レ可レ違非分乱妨」

冒頭の七九条 御下文を帯する輩の事は、御下文、すなわち將軍の下文を帯びて寺社本所領を知行している場合である。観応の擾乱により武将等の懇望に任せて、充分な調査を行わずに（誤って）寺社本所領に將軍の下文をもって補任してしまった場合があり、この場合、本知行者たる寺社本所へ返付すべきは勿論だが、戦功による恩賞は容易に撤回できないので、とりあえず下地中分を行い半分は返付し、残りについては追って処置するとする。

八〇条では、この条項が施行される延文二年以後は、寺社本所領への永領・一旦知行の給与は一切停止し、もし

偽って給与を受けた場合は、替え地を充行ことなく本所へ返付するとし、続く八一条は、預地と料所などを預けられた場合の規定で、前述のようにこれは恒久処置ではないので、同前、つまり停止し本所へ返付するとなる。八二条の乱妨（全く根拠のない意図的な押領）の場合、及び八三条の守護人による違法な半済と、半済を根拠とした一円知行の場合は、乱妨とみなして厳科に処すとす。

寺社本所領の押領行為につき、御下文を帯して幕府から正式に知行を認可されたのに、それが寺社本所領であった場合は、一律に停止するのではなく半分の知行をとりあえず継続させ、替え地を準備するなど善処するのに対し、料所・預地、乱妨地、違法半済地などについては速やかに本所へ返還させると規定している。

これら寺社本所領条々からは、幕府の給与には「永領分」と「一旦知行」があり（八〇条）、前者は將軍の下文での充行に（七九条）、後者は預地・料所を暫定給付、つまり預けるとい形式（八一条）にむすばれるのである。

先の追加法二五条では「地頭以下領主」と「一旦の領主」の区別があったが、これも含めれば、

「地頭以下の領主」⇨「下文による永領・地頭職の充行安堵」⇨⇩⇩⇩「一旦の領主」⇨「料所の預置」

という定義が可能であろう。戦功などにより將軍の下文をもって地頭職の充行・安堵を得た永領と、預地・料所の一旦知行との区別があった。

武士の例ではないが、園城寺は観応三年（一三五二）四月五日義詮袖判下文<sup>(23)</sup>をもって、伊勢国勾御園・同国長田莊地頭領家兩職が勲功の賞として充行われている。この関係文書として『大日本史料』の編者は、日付欠の園城寺使者申詞と園城寺申条々を掲げる。ともに恩賞申請にかかるものであり、実際、申詞の端裏書に「恩賞方事」とある。また端書に「此事<sup>(24)</sup>安威入道奉行<sup>(25)</sup>落居畢、観応三年」とあることから、『大日本史料』の編者は、観応三年の義詮下文の関係文書として一括掲載したのだろう。申詞では「依<sup>(26)</sup>新古之忠<sup>(27)</sup>、以<sup>(28)</sup>造営料所之内<sup>(29)</sup>、少々被<sup>(30)</sup>成<sup>(31)</sup>造営以後之

永領<sup>一</sup>」ことが申請されている。また条々では、「造営料所廿二箇所、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>永領<sup>一</sup>事」との一箇条がある。つまり造営料所に宛てられている所領のうち、いくつかを恩賞として永領にしてほしいとの要求であり、それが実現したのが義詮の袖判下文による伊勢国の二カ所の寄進なのであろう。造営が終了すれば造営料所は回収されるわけで、そのため永領として寄進してほしいという訴えであり、この園城寺訴訟からも「料所」と「永領」の区別・違いが読み取れる。

造営料所は造営のための給付であり、造営が終了すれば知行権も喪失する。そのため園城寺は「永領」としての寄進を要求したのであるが、兵糧料所の場合も同様に、戦乱が鎮まって兵糧が不要という判断があれば、兵糧料所は撤収されることになる。守護の闕所・半済の預置の多くには「兵糧料所として」という文言が付されている。園城寺同様、武士たちも將軍の安堵・充行による永領化を求めた。

菱刈重遠訴状（曾木文書『大日本史料』六編四三）

目安

大隅国菱刈但馬守重遠謹言上

右自<sup>一</sup>三元弘<sup>一</sup>以来、為<sup>二</sup>御方<sup>一</sup>度々合戦、親類若党数十人討死畢、於<sup>レ</sup>国無<sup>レ</sup>双忠功御存内者也、仍菱刈院地頭職半分者菱刈一族等、半分者篠原一族等、為<sup>二</sup>勲功之賞<sup>一</sup>、將軍家御下文明白也、而重遠一族馬越対馬守信隆・曾木掃部助元茂・大溝小次郎入道普妙以下篠原一堂等依<sup>レ</sup>罷<sup>二</sup>成御敵<sup>一</sup>、彼地頭職為<sup>二</sup>兵糧料所<sup>一</sup>々々預給<sup>一</sup>也、云<sup>二</sup>当知行<sup>一</sup>、云<sup>二</sup>忠節<sup>一</sup>、以<sup>レ</sup>御吹拳<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>拜<sup>二</sup>領<sup>一</sup>當御代安堵之御教書<sup>一</sup>者、備<sup>二</sup>後代之龜鏡<sup>一</sup>、弥為<sup>レ</sup>抽<sup>二</sup>忠節<sup>一</sup>、粗目安言上如<sup>レ</sup>件、

（一三七五）  
応安八年四月 日



菱刈遠重は大隅国菱刈院を本貫地とする国人である。鎌倉初期の建久八年（一一九七）六月大隅国田帳写<sup>(24)</sup>には、菱刈郡郡本につき「賜<sup>二</sup>大將殿（源頼朝）御下文<sup>一</sup>、三郎房相印知行之」とあり、この相印は郡司菱刈重妙かその子息とされ、本目安の重遠はその子孫となる<sup>(25)</sup>。つまり菱刈氏は頼朝の御下文も帯する平安時代以来の在庁官人系の西国御家人で、南北朝期には足利方として武功をあげ、目安中には勲功の賞として將軍家の御下文明白とあるが、これは建武四年（一一三七）四月二十八日、菱刈一族宛足利尊氏袖判下文に相当するとされ、同状では勲功賞として「菱刈院半分地頭職」が充行われている<sup>(26)</sup>。

この菱刈院半分の残りの地頭職は、重遠の一族である篠原一族に充行われていたが、馬越信隆・曾木元茂・大溝普妙以下の篠原一党は、御敵となりその地頭職が没収され、遠重に兵糧料所として給付されていた。遠重はこの所領についても「安堵之御教書」を賜れるよう推挙を申請している。親類の闕所地を兵糧料所として預置されていたものを、傍線部のように改めて將軍の安堵の御教書により永領知行を認可してほしいという訴えであろう。

次の室町幕府御教書では、豊前国荏田莊が田原氏能へ料所として預け置かれた。氏能を九州制庄事業の要と重視していた九州探題の今川了俊は、同莊についての將軍御下文が発給されるよう働きかけていたが、幕府側は先ずは料所の預置という処置に止めている。

室町幕府御教書（豊後入江文書『南北朝遺文九州編』五九一〇）

田原下野守氏能申豊前国荏田庄地頭職事、為<sup>二</sup>由緒地<sup>一</sup>之間、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>御下文<sup>一</sup>之由、雖<sup>レ</sup>被<sup>三</sup>拳申<sup>一</sup>之、先為<sup>二</sup>料所<sup>一</sup>所<sup>レ</sup>被<sup>三</sup>預置<sup>一</sup>也、早可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>沙<sup>二</sup>汰<sup>一</sup>付氏能<sup>二</sup>之状<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>仰執達如<sup>レ</sup>件、

至德二年六月五日

左衛門佐（花押）

今河伊予入道殿

斯波義將預状（豊後入江文書『南北朝遺文九州編』五九一一）

豊前国荻田庄地頭職事、為<sub>二</sub>由緒地<sub>一</sub>之間、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>之由、今川伊予入道了俊雖<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>注進<sub>一</sub>之、先為<sub>二</sub>料所<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>預置也、早守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

（一三八五）  
至徳二年六月五日

（斯波義將）  
左衛門佐（花押）

田原下野守殿

荻田荘は田原氏の由緒の地であると主張されているが、実際、氏能の祖父にあたる正曇の文和二年（一二三三）十一月六日讓状中に「豊前国荻田庄地頭職」（『南北朝遺文九州編』三六二二）がみえ、同讓状には足利義詮が花押を据え「一見」の確認を入れている。この後、觀応の擾乱と南朝の台頭の中で知行権を喪失したのであろう。その後、田原氏は鎮西探題今川了俊の九州経営に尽力し、その勲功を賞されて多くの所領を得たことが知られており、荻田荘もそうした恩賞の一つであったが、幕府は下文による永領給付を却下し料所の預置に止めている。しかしこの後、至徳四年には「豊前国荻田庄地頭職事、任<sub>二</sub>御下文<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>付田原下野守氏能<sub>一</sub>之状」との御教書が了俊宛に下されおり、將軍の下文が発給され、地頭職が正式に充行われたようである。<sup>(28)</sup>

將軍の下文による地頭職の充行・安堵と、兵糧料所の時限的知行では、その領有権に大きな違いがあり、被給与者にとって料所↓永領というステップアップは大きな願いであったことが知られる。

以上の兵糧料所は、いずれも闕所地の給付であり半済ではない。闕所地給付に関して笠松宏至は「中世闕所地給与に関する一考察」<sup>(29)</sup>において、佐藤進一説<sup>(30)</sup>を引き「（守護への）分国内闕所の授与とは一応形式的にその最終的恩給権ではなく、預置くという体裁をとる一時的委任権であった」とする。すなわち最終的恩給権は將軍に保留され、守護の行使する闕所授与権は、闕所を一時的に国人なりに委任する権限ということになる。これは將軍の充行が最終的恩

給権の行使にあたるのに対して、守護の預置が暫定給付にすぎないという指摘である。そしてさらに、守護の得た闕所地処分権自体が一時的委任権であるとすれば、その権限によって行なわれる充行についても、暫定給付にすぎない、つまり守護レベルでの預置・充行はいずれも暫定給付であり、法効力としての差違はないのではないかと想定される。

こうした点につき、笠松は前掲文章に続けて「実質的には（最終処分権）に極めて近いものであった」として、最終的恩給権と一時的委任権との区別については、必ずしも明確にせず類似性を指摘するに留める。これは守護闕所処分権の増大が、近世大名領国内での所領に対する絶対的君主制の確立へつながってゆくという道筋が前提にあるためであろう。もちろん足利幕府権力の没落に伴って、守護大名・戦国大名が独自に闕所地処分権を行使するようになるのであるが、南北朝期においては、前述の兵糧料所の例などからすると、未だ最終的恩給権と一時的委任権の区別は明確であったといえるのではないか。

半済も闕所地と同様、兵糧料所として預置される。しかしこの半済の預置という規定が、前述の中田をはじめ、実質的に瓦解してゆくという理解が示されている。田端泰子は、延文二年（一三五七）九月の追加法七九条をひき、幕府は「半済地では下地の折半にまで進んだことを認めた上で、半分の雑掌への返進を命じた」とする<sup>31</sup>。半済は幕府の意図を越えて下地の分割が進み、幕府側も現実的な対応として下地中分を認めたとする理解であり、この場合は預置という原則も放棄されていることになる。

しかし前述したように、この延文令に「先均<sub>コ</sub>分下地<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>返<sub>コ</sub>付一方於雑掌<sub>一</sub>也、至<sub>三</sub>相殘分<sub>一</sub>者、追可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>其沙汰<sub>一</sub>」とあるのは、「帯<sub>三</sub>御下文<sub>一</sub>「輩事」、つまり將軍の「御下文」によって行われる充行・安堵に関する規定であり、守護の預状で給付される半済についての規定ではない。將軍の充行・安堵は、預置より厳密に行われるが、それでも

闕所地ではない所を充行ったり、寺社本所領なのに安堵してしまうことがあり、そうした過誤が生じた場合の救済措置である。延文令の最後に、半済についての独自の規定が盛り込まれており、將軍の許可のない守護の自由による半済、及び規定を越えた半済の知行は、いずれも違法であり厳科とするのみで、預置の原則に揺らぎはない。

これは応安元年六月の追加法九七条、いわゆる応安令でも同様である。「本所領、誤被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御下文<sub>一</sub>地事、被<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>行替<sub>一</sub>之程、先本所与<sub>二</sub>給人<sub>一</sub>、各半分可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>」という下地中分の規定は、間違つて「(將軍家)御下文」が下された場合の規定なので、半済ではなく闕所地給付の充行に関する法規である。よつて半済により下地中分が認可されたことにはならない。また半済については「暫相<sub>二</sub>三分半分<sub>一</sub>」とあり、あくまでも「暫く」なのである。もとより半済の法的根拠は勅許による兵糧を目的とした臨時役賦課であるので、半済政策において時限性<sub>二</sub>預置の原則は不動である。

闕所地でも半済でも、ともに兵糧料所として預置される点は同じであり、その原資が謀叛人跡なのか、寺社本所領の借用なのかの違いにすぎない。永領との関係は次のように図示できよう。

永領(無期限、將軍の充行) — 料所(期限付き、守護の預置(闕所地・半済))

### 第三章 半済預置制度の施行実態—九州探題今川了俊の半済事例—

第一・二章で明らかにした半済制度とは、朝廷↓將軍↓守護という法的手続きを経て、守護被官などへ時限的な兵糧料所の給付を行うシステムであり、戦乱の終息<sub>二</sub>「静謐」に至れば幕府の判断で国ごとに停止され、本来の領主への復旧が命じられる。このシステムは半済施行令と停止令によつて運用されるが、これまでは停止令にあたる観応半

濟令（追加法五六・五七条）、応安半濟令（同九七条）を施行令と理解してきたため、莊園制擁護の方針が強調され、また料所・預置の意味が軽視されていたことで、時限性という特性が見失われることになった。

時限的な兵糧料所の給付システムという本質よりも、莊園制擁護・所領給付という枝葉が重視された結果、半濟制度は所領の一円化を指向する在地領主・国人層からの突き上げと、莊園制度の護持を求める莊園領主層という、双方のジレンマの中から捻出された制度といった、本質からずれた部分についての議論が中心となった。時限的な兵糧料所の給付システムという核心部分についての分析と評価が必要と考える。

もちろん鎌倉時代の徳政令がそうであるように、往々にして立法・制度が、為政者の意図とは違った影響を及ぼす場合もある<sup>32</sup>。そこで実施事例として九州探題今川了俊の半濟施行を採り上げて、施行の実態を分析してみよう。

九州探題今川了俊の事例を採り上げるのは、その事例数が比較的充実しているからで、了俊が九州で活動していた応安四年（一三七二）～応永二年（一三九四）の約二〇年余の間に、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向・大隅の三四件が確認できた（末尾の九州半濟一覽・九州半濟分布図 参照<sup>33</sup>）。これらの事例を分析し、兵糧料所の時限給付システムとしての半濟預置制度がいかに機能していたか、その実態を明らかにしてみたい。

観応の擾乱の後、九州では官方が絶対的に優位な状況にあり、幕府より派遣された九州探題斯波氏経・渋川義行はともに九州を追われ、後醍醐天皇の皇子、懐良親王を擁する菊池武光が大宰府を制して征西府を置き、少弐・大友など守護もこれに帰順せざるを得なかった。この危機にあたり渋川の後任、今川了俊は、応安四年、九州探題として乗り込むと、翌年には大宰府を奪還し、やがて菊池氏の本拠肥後菊池を陥落させたのであり、了俊入部以前の官方が圧倒する状況からすれば、たとえ応永二年、志半ばにして九州探題を罷免され、遠江半国守護に遷せられたとしてもその功績は揺るがない。

了俊による九州平定が成功した理由として、川添昭二は、了俊が管領細川頼之の全面的な支援を得ていたこと、肥前松浦党・薩摩禰寝氏などを一揆に編成し、將軍への奉公を至上とするイデオロギーを浸透させ、それを梃子に料所の預置など行いながら支配を進めたことなどを指摘している<sup>(34)</sup>。また正木喜三郎<sup>(35)</sup>によると、了俊による料所の給付は主に半済をもって行われたとされており、了俊の九州鎮圧において半済制度の運用の影響が大きかったであろうことは容易に想定される。

今川了俊は応安三年に九州探題に任命されると、翌年二月に京都を出発し守護に補任された備後・安芸で九州攻略の準備をし、六月には備後尾道より子息義範に大友一族の田原氏能を付け、海路豊後高崎城に入部させ、十一月、弟仲秋を肥前松浦党の許に送り、東西両面から西征府の置かれた大宰府の攻略を目指した。了俊自身は十二月、豊前門司に渡って徐々に南下し、翌五年八月、大宰府を陥落させ懐良親王・菊池武光を筑後高良山（久留米市）へ走らせる。その後、二年にわたる筑後川をはさんでの厳しい攻防の末、応安七年十月、高良山から菊池へ親王・武光を退去させる。ところが翌永<sup>(三七五)</sup>和元年八月、菊池城を包囲した水島陣において、味方に誘った少弐冬資を謀殺し、これに島津久氏が強く反発して敵対するところとなり、以後日向・大隅にて島津氏と厳しい攻防が繰り返<sup>(36)</sup>げられる。

こうした了俊の九州攻略と一覽・分布図で示した半済施行の地理的・人的関係はリンクしている。所見したところを一覽に示したが、給付地三四件のうち筑前・筑後・肥前・豊前・豊後に二九件と九州北部地域に集中している。さらにこれら給付地・給人の分布図を一見すると、豊後の国東半島・筑後の筑後川下流域東部・筑前の大宰府周辺といった地域に多く所在していることがわかる。

まず豊後の国東半島には給地・給人が集中しているが（No.25～31）、その給人はすべて大友一族とその被官である。前述のように大友氏は了俊の九州経営の中核を担う存在であり、ことに將軍との関係が深い大友庶子田原氏一族

の吉弘氏（No.28）と、田原氏配下の木付氏（No.25・26）へ半済が給付されている。国東半島における半済政策はこの了俊の最大与党への梃子入れである。<sup>(37)</sup>

同様に了俊が期待した在地勢力が肥前の松浦党であり、筑前への給付（No.1・3）が確認される。また日向の穆佐院・三俣院は山東・庄内という対島津戦の最重要地域であり、山東地方の土持氏（No.10）、庄内の高木氏（No.33）、及び大隅の禰寝氏（No.34）への半済給付は、対島津戦に対応した処置に他ならない。肥前のNo.16は彼杵一揆と、宮方の籠もる高良山城への中継点にあたる潮見城の用脚と抱き合わせの給付であり、No.18の光浄寺領も筑後川中流の要衝地であり、彼杵一揆の勢力を高良山城攻撃に向けさせる手段として半済給付がなされたものと想定される。<sup>(38)</sup>

こうした在地勢力のみならず、No.2・5・9・12・14・17といった北部九州の大宰府周辺を中心とした地域には、村櫛・斎藤・関口・中賀野・長瀬など今川一族・被官に半済が給付されている。彼等は了俊の手足となり、軍事・事務の両面でその九州経営を支えるべき存在であり、半済給付は九州に基盤を持たない彼等への配慮であろう。<sup>(39)</sup>

多数の半済地が給付されている今川氏の一族・被官で、在地に残存し領主化したものは確認できない。また大宰府天満宮領水田荘の半済事例を検討した山口隼正は、「半済給人」として、半済地をそのまま領主制展開に積極的役割をはたさしめた例はみられない」とするが、実際、一覽の34例中18例はその後も荘園として存続している（「継統」項「○」印）。半済制度の下地中分などにより、在地領主層が荘園領主の権益を排除して一円化するその端緒となったという理解があたらないことは明らかである。

了俊の半済政策は、九州経営、すなわち宮方・島津氏という敵対勢力を退けるといふ明確な目的にそって、豊後国東半島、大宰府周辺、肥前・筑後境界域、日向南部などで、今川一族・被官、大友一族、及び松浦・彼杵・南九州国人一揆など一揆勢力に対して行われた。<sup>(40)</sup> それは將軍家に敵対する勢力の駆逐という政治目的の手段である。たとえこ



の結果、在地領主制を促進することとなったとしても、それは副次的な現象であり、立法者の意図するところではない。

### まとめ

まず「はじめに」で設定した課題二点についてであるが、第一点、観応半済令の解釈については、従来半済の執行令とされてきた観応半済令は半済遵守（停止）令であり、さらに応安半済令も同様に執行令ではなく、施行令は戦況に応じて朝廷→將軍→守護という命令系統を経て、一国平均役の賦課として発布されたとした。もう一点、半済制度における兵糧料所・預置という要素の再評価であるが、半済は兵糧料所の預置制度であり、用途は戦時における兵糧に限定され、かつ時限給付という原則は不変で、永領の充行とは区別される預け置くという暫定処置である。よって幕府が一円化を進める在地領主勢力と、領主権を維持しようとする莊園領主双方の利益擁護を目的とし、下地半分と限定を加えながら一円領化を認めようとしたという半済制度への従来の理解は正しくない。

以上の本稿での検討の結果に基づいて、半済制度を規定しておきたい。すなわち兵乱にあたり、その鎮圧のために勅許という最高位の命令に基づいて莊園公領を問わず、その年貢正税の半分を兵糧に充当したのが半済であり、その半済は將軍→守護の連携で兵士に兵糧料所として預け置かれた。ここで「兵糧料所」としての半済の「預置」は原則であり、つまり半済制度とは、具体的には「半済預置制度」なのである。その原則に基づき戦乱の終息、「静謐」に至れば、平時への復旧・半済停止が將軍→守護の連携により実施されることになる。この原則からすると、半済預置制度には半済の撤収・秩序の復旧までが含まれる。すなわち半済施行令と半済停止令（観応半済令・応安半済令な



ど」という、施行・停止双方の立法が組み合わされて機能するのが半済預置制度なのである。

では半済制度が創出された理由が、従来の理解である「荘園制と在地領主制のバランスをとるため」でないとするば、如何に説明されるべきであろうか。半済預置制度は観応の擾乱の時期に確立して行くのであり、上述の機能からしても、それが尊氏・義詮政権の官方・直義方と戦う上での軍事的要請から生み出されたことは間違いない。そして勅許という諸権門の権力を超越した高位の立法に基づき、半分・当年一作という分量・期間を原則とし、寺社本所側の納得・協力を得て施行されている。これらの点からして幕府主導のもと、朝廷・寺社本所勢力を取り込んで、公・武・諸権門の総力的な軍事体制を創り上げているといえる。だからこそ寺社本所側に配慮した復旧のための半済遵守令・停止令を徹底させているのだろう。

貞和四年（一三四八）十一月六日下仁和寺莊名主百姓等申状案<sup>(4)</sup>では同月一日、彦部七郎代十郎と申す者が「当庄領家職半分知行すべき」を称したと、百姓らは「院宣・御教書并御施行候はてハ」不可能であると申して抵抗したという。結局、十郎は「一円平均法」であるところあわず譴責に及んでいる。この徴収は「一円平均法」による「領家職半分」の武家への給付であるので半済の施行であろう。しかしその草創期にあたり、いまだ半済が勅許に基づいた莊公を問わない一國平均役だという認識が浸透していなかったため、こうした抵抗を受けることになった。円滑な兵糧徴収のため、荘園制と齟齬しないシステムの導入が求められていたのである。

また『園太暦』観応元年十一月十六日条では、観応の擾乱にあたり、尊氏方は「西国寺社本所領事、雖三乱国<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>自專<sup>一</sup>之旨申入罷立了、而臨<sup>レ</sup>期難義非<sup>レ</sup>無<sup>二</sup>遺迹<sup>一</sup>、若<sup>レ</sup>眞実為<sup>二</sup>難治<sup>一</sup>者、可<sup>二</sup>申請<sup>一</sup>也、兼伺<sup>二</sup>時宜<sup>一</sup>云々」と、西国寺社本所領につき、戦乱の国であっても勝手なことをするつもりはないが、眞実難治の際には申請するつもりなので、心づもりを願いたいという。兵乱静謐への朝廷側の積極的な協力も求められることになった。

すなわち、観応の擾乱期には、それまで守護の寺社本所領侵略や兵糧の掠奪の黙認、あるいは期限・分量の規定のない粗雑な兵糧徴収制度ではなく、朝廷・寺社本所を矛盾なく軍事体制に取り込めるような、法的な整備と、執行・停止の手続きの整備が必要とされ、そうした要請から生まれたのが半済預置制度と考えられる。

冒頭で示した諸研究では、寺社本所領・武家領体制、再版荘園制といった新たな体制づくりが半済制度とともに進んでおり、また半済令を徳政や平和令と捉える認識もあるように、幕府は積極的に荘園制や社会へ働きかけ、武家を中心とした秩序形成を主導していったことが指摘されている。半済制度は守護請などと同様、將軍—守護—守護被官という指揮ルートを用いて、荘園制システムを軍事システムへスムーズに、合法的に取り込んでゆく手段であったといえる。

半済預置制度の成立には、公家・寺社など諸権門を取り込んだ軍事体制を目指すという幕府の外部的な要求とともに、内部的な事情にも配慮されるべきであろう。重ねての言及となるが、幕府が創設した半済制度は「兵糧料所の預置」制度であり、戦乱にあたり必要な用途を時限的に給付し援助するが、静謐に至れば引き上げる。ここには味方となる武力勢力を育てるといった封建制上の意図は認められない。闕所地預置から永領の充行・安堵へ転じ所領を拡大してゆくのが在地勢力側の大きな欲求であるが、それを味方を募るためにむやみに進めれば、地域勢力の拡大を招き、將軍—守護権力による制御が難しくなかねない。むしろ一揆に編成されているような小規模の武士へ、臨機に必要な兵糧を給付する制度が求められていたのではないか。戦乱状況を梃子として在地勢力が台頭することを、できるだけ抑止しつつ、敵対勢力を鎮圧する方策が求められ、半済預置制度が生み出された、そのように想定することができよう。九州探題今川了俊が、闕所地の預置ではなく半済を多用した根本的な理由もこの辺りにあるのだろう。

半済預置制度の成立した背景には、諸権門を総括した軍事体制の創設と、地域勢力の台頭を抑止しつつ軍事編成を

促進するという、幕府の外部的・内部的事情が作用していたと考えられよう。

## 注

- (1) 「鎌倉時代の地頭職は官職に非ず」(『法制史論集二』岩波書店、一九三八年、初出〇七年)
- (2) 「荘園制解体過程における南北朝内乱期の位置」(『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年、初出六二年)
- (3) 「半済制度の成立」(『日本中世の領主制と村落上』吉川弘文館、一九八五年、初出五六年)
- (4) 「荘園制の土地所有と農民支配」(『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年、初出八七年)
- (5) 「室町期東国本所領荘園の成立過程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年)
- (6) 笠松『シンプोजウム日本歴史八 南北朝の内乱』(学生社、一九七四年)・村井「徳政としての応安半済令」(『中世日本の諸相下』吉川弘文館、一九八九年)
- (7) 「南北朝の「戦争」と安全保障」(『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年)
- (8) 「南北朝期における半済」(『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年、初出〇三年)
- (9) 注(3) 島田論文、注(6) 笠松論文
- (10) 佐々木文書『大日本史料』六編一八
- (11) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究上』(東京大学出版会、一九六七年) 近江項
- (12) 同年十三日足利義詮御判御教書 菅浦文書『大日本史料』六編二〇
- (13) 島津家文書『大日本史料』六編二三。本状については佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』(東京大学出版会、一九八八年) 筑前項でとりあげられている。
- (14) 勅許の理由として、笠松宏至は、本来全く違法であった本所領の分割占拠に半済が部分的に合法化されたと指摘する(注(6) 笠松論文)。しかし勅許によって定められているのは、時期を限った厳密な遵行であり、その緩急を誠めている。つまり半済の停止と返付であり、執行の許可ではない。

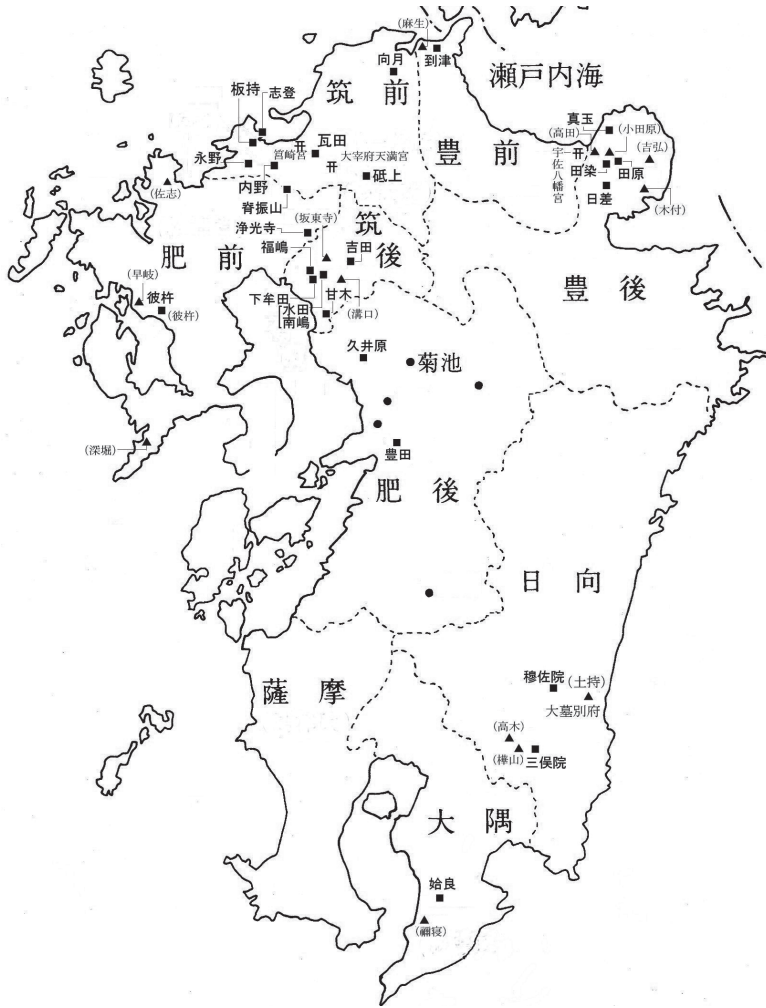
- (15) 佐藤進一『日本の歴史 南北朝の動乱』（中央公論社、一九六五年）四二六頁
- (16) 田代文書『大日本史料』六編二二
- (17) 東寺百合文書彙函『大日本史料』六編二四
- (18) 東寺百合文書彙函『大日本史料』六編二九
- (19) 学衆方評定引付 東寺百合文書彙函『相生市史』七
- (20) 学衆方評定引付 同前
- (21) 東寺百合文書彙函 学衆評定引付貞治六年『相生市史』七
- (22) 小学館『日本国語大辞典』。山田徹「足利將軍家の莊園制的基盤立—「御料所」の再検討—」（『史学雑誌』一二三—一九、二〇—一四年）では、將軍の親族に給付された御料所は、被給付者による処分権はなく、讓状も発給されていない可能性を指摘している。「料所」の性格を示す事例である。
- (23) 園城寺文書『大日本史料』六編一六
- (24) 桑幡家文書『鎌倉遺文』九二四
- (25) 五味克夫「大隈国御家人菱苜・曾木氏再説」（『中世日本の諸相下』吉川弘文館、一九八九年）
- (26) 注(25) 五味論文
- (27) 外山幹夫「国人領主とその動向—田原氏の場合—」（『大名領国形成過程の研究』雄山閣出版、一九八三年、初出七〇年）・荒川良治「室町幕府小番衆豊後田原氏の成立」（『鷹陵史学』一八、一九九二年）・同「南北朝内乱と田原氏の発展」（『日本歴史』五八〇、一九九六年）など
- (28) 室町幕府御教書 豊後草野文書『南北朝遺文九州編』六〇〇四
- (29) 『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年、初出六〇〇年）
- (30) 豊田武編『新日本史大系三 中世社会』（朝倉書店、一九五四年）第二章第二節
- (31) 「室町前期の半済」（『日本歴史』六二四、二〇〇〇年）
- (32) 笠松宏至「中世の政治社会思想」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出七六年）

- (33) 表は、正木喜三郎「九州に於ける半済の意義」(『九州史学』四四・四五、一九七一年)・川添昭二「今川了俊の發給文書」(『九州中世史研究』第三輯、一九八二年)を参照して作成した。
- (34) 「今川了俊の南九州経営と国人層」(『九州史学』一〇、一九五八年)・「今川了俊」(吉川弘文館、一九六四年)
- (35) 注(33) 正木論文
- (36) 注(34) 川添著書、及び同氏「九州探題今川了俊の軍事活動―応安四年―応安七年―」(岡崎敬先生退官記念論集『東アジアの考古と歴史』同朋舎出版、一九八七年)
- (37) 拙稿「九州探題今川了俊の半済政策」(『國學院大學栃木短期大学紀要』五〇、二〇一五年)で、豊後における大友一族への預置について分析した。了俊が特に重用したのは大友庶子家である田原氏で、探題在任中、田原氏は守護の指揮下から離れ、幕府・探題の直轄とされている。豊後で預置されている木付氏は田原氏の配下であり、また吉弘氏も田原一族で、吉弘氏輔・直輔は了俊の九州経営に重要な役割を果たしており、支持勢力の育成のために半済預置が執行されていることに言及した。
- (38) 注(37) 拙稿では、了俊は九州経営にあたり、豊後の角達一揆・松浦党一揆・彼杵一揆・南九州一揆などの組織化のために半済給付を行っていたとした。
- (39) 拙稿「肥前国光浄寺領における二つの半済事例」(『國學院大學栃木短期大学紀要』五一、二〇一六年)では、肥前国光浄寺領での長瀬・高木・山内といった今川被官らへの半済をとりあげた。彼らは、肥前の実質的な守護であった今川頼泰の配下であり、長瀬は肥前守護代、山内は肥後水島陣での少弐冬資謀殺に関与するなど、九州経営の中核を担っていた。
- (40) 注(37) (39) 拙稿では、九州探題今川了俊が九州経営にあたって、求心力の強化や自己勢力の編成・統制を目的として半済制度を多用しており、南朝勢力を退けるのに一定の役割を果たしたであろうことを論じ、最終的に探題を罷免されるに至る理由も、半済を多用する了俊の高圧的な姿勢に起因するものと想定した。
- (41) 妙心寺文書『大日本史料』六編一二

九州半済一覧

国名	NO.	半済地	荘園領主	継続	所属・拠点	給人	初見年月日	出典
筑前	1	板持苜吉富名	天満宮安楽寺	○	肥前松浦党	松浦馬場若狭権守・松浦因權權守	永和4年(1378)5月3日	今川了俊書下(御供儀文書 道九5474)
	2	神山村	天満宮安楽寺		今川被官	村柳伊勢守	康暦2年(1380)12月12日	今川了俊書下(大宰府天満宮文書 道九5629)
	3	早良郡内野村	天満宮		肥前松浦党	佐志寺田勇	永徳2年(1382)7月16日	今川了俊書下(有浦文書 道5727)
	4	大浦寺内砥上天	天満宮		不明	中津河民部丞	永徳2年(1382)9月10日	今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5736)他、至徳1年11月3日今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5856)
	5	瓦田	天満宮		今川被官	斎藤次郎左衛門入道	至徳3年(1386)4月10日	今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5964)
	6	向月荘領家職	花山院家			探題領	嘉慶2年(1388)6月7日	室町幕府御教書(草野文書 道6059)
	7	志登社領家職	醍醐悉地院		肥後・大友一族	詫間親氏(満親)	年未詳5月17日	今川了俊書状(説摩文書 道6473)
	8	怡土荘内永野(長野)	宇美八幡宮		不明	井口	年未詳5月28日	今川仲秋書状(有浦文書 道6484)
筑後	9	水田内下車田	天満宮領	○	今川一族	関口掃部助	永和3年(1377)10月28日	今川了俊書状(太宰府天満宮文書 道5421)他、康暦1年閏4月2日今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5536)、康暦2年12月12日 今川了俊書下(同5630)、(康暦2年)12月14日 今川了俊書状(同5631)
	10	水田荘本村	天満宮領	○	日向臼杵郡	土持以下輩	永和4年(1378)11月9日	大島居信源書状(太宰府天満宮文書 道5505)
	11	飯得荘内甘木村	天満宮領	○			永和4年(1378)11月9日	大島居信源書状(太宰府天満宮文書 道5505)
	12	北水田荘内福嶋村	天満宮安楽寺領	○	今川被官	中賢野	永徳1年(1381)8月18日	今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5676)他、永徳3年5月2日 室町幕府御教書(太宰府天満宮文書 道5774)、6月18日高辻長衝書状(大鳥居文書 道5779)
	13	高山村社家分	天満宮領				永徳2年(1382)7月19日	今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5728)
	14	吉田荘東方四十町	天満宮領	○	今川被官・遠江	譜井三郎左衛門尉	永徳2年(1382)11月3日	今川了俊書下(太宰府天満宮文書 道5746)
	15	北水田荘北島村	天満宮安楽寺	○	筑後下妻郡/上妻郡	溝口太郎/坂東寺衆徒等	永徳3年(1383)5月2日	室町幕府御教書(太宰府天満宮文書 道5774)他、6月18日高辻長衝書状(大鳥居文書 道5779)
肥前	16	彼杵郡知行分内領家年貢			彼杵一揆	彼杵一揆中	応安6年(1373)3月9日	今川了俊書下(深堀記録文書 道5019)
	17	光浄寺領	光浄寺	○	今川被官	長瀬・高木・山内、佐竹・木村・新野	応安6年(1373)9月12日	今川頼泰書下(光浄寺文書 道5051)他、応安7年6月29日 今川了俊書下(光浄寺文書 道5104)
	19	泰吉名陸町	光浄寺	○	彼杵一揆	早岐三河権守	康暦1年(1379)8月21日	今川了俊書下(光浄寺文書 道5370)
	19	背振山領所々	背振山				康暦2年(1380)10月25日	今川了俊書下(修学院文書 道5623)
	20					彼杵一揆	深堀時清	至徳1年(1384)8月15日
肥後	21	肥前園衛方	肥前園衛				明徳2年(1391)5月 日	東大寺雑掌申状(竹内文平所蔵文書 道6187)
	22	豊田地頭職	鶴崎八幡宮	○			永和1年5(1375)7月2日	室町幕府御教書(石清水八幡宮旧記抄下 道5185)他、永和1年6月22日室町幕府御教書(石清水八幡宮旧記抄下 道5206)、永和3年12月21日室町幕府御教書(石清水文書 道5436)、康暦2年5月12日 室町幕府御教書(筑前田村文書 道5598)、至徳1年7月29日 足利義満御内書(石清水八幡宮旧記抄下 道5828)
	23	久井原	広福寺	○			年未詳2月29日	今川仲秋書状(広福寺文書 道6380)
豊前	24	規矩郡到津荘	宇佐八幡宮	○			応永5年(1394)閏4月日(応永2の記事カ)	宇佐宮神官等申状(到津文書『宇佐到津文書』)
	25	田原別符	宇佐八幡宮	○	豊後大友一族	木付	永和3年(1377)12月6日	吉弘了曇・宇野宗源連署奉書(湯屋文書 道5429)
豊後	26	田染荘	宇佐八幡宮	○	豊後大友一族	木付	永和3年(1377)12月6日	吉弘了曇・宇野宗源連署奉書(湯屋文書 道5429)
	27	真玉荘内弁分	八幡宇佐本宮御許山		豊後大友一族	木付頼直	永徳1年(1381)9月26日	吉弘了曇・宇野宗源連署奉書(佐田文書 道5685)
	28	日差荘所務再年交正米	八幡宇佐本宮御許山		豊後大友一族	吉弘山城入道	永徳1年(1381)9月26日	今川了俊奉書(正覚寺文書 道5686)
	29	田染荘内恒任・金丸間名	○	豊後大友被官	高田勘解由二郎	至徳2年(1385)10月	吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書(弘永文書 道5934)他、(至徳3年)9月2日吉弘氏郷書状(弘永文書 道5985)	
	30	田染荘永正名	○	豊後大友被官	小田原氏世	後久年未詳	吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書(弘永文書 道5935)	
	31	田染荘内行成名・末弘名	○			後久年未詳	吉弘氏郷・岩部宗宣連署奉書(弘永文書 道5936)	
日向	32	鳥津荘内櫻佐院領家職	興福寺一乗院	○	鳥津一族	榎山資久	応安6年(1373)11月5日	今川了俊書下(藤原旧記樺山文書 道5072)
	33	櫻佐院・三俣院	相国寺		南九州国人一揆	高木	明徳3年(1392)9月17日	室町幕府御教書(鳥津家文書 道6231)
大隅	34	良良荘			国人	爾獲久清	康暦2年(1390)6月26日	今川滿範書下(爾獲文書 道文九5608)

※「継続」項の「○」印は継続が確認出来る荘園 ※「出典」項の「遺」は『南北朝遺文九州編』の略



九州半済分布図